平成２６年（フ）第２５４号
大分市岩田町４丁目３番１Ａ２―77号
破産者　宮崎　直子
1　決定年月日　平成27年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３０８号
盛岡市小鳥沢１丁目34番３号
破産者　菅原　良一
1　決定年月日　平成27年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第２４号
岩手県久慈市長内町第23地割１番地16　キロロタウン　ニース
破産者　外浦　　潤
1　決定年月日　平成27年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２６年（フ）第２７号
岩手県久慈市長内町第23地割１番地16　キロロタウン　ニース、前住所岩手県久慈市小久慈町第46地割49番地４　小向貸家５号
破産者　外浦裕美子（旧姓廻立）
1　決定年月日　平成27年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２６年（フ）第１７号
宮城県登米市南方町山成前791―１　社会福祉法人元気村南方ナーシングホーム翔裕園、住民票上の住所宮城県登米市迫町佐沼字江合３丁目14番地６
破産者　猪又　貫二
1　決定年月日　平成27年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

平成２６年（フ）第２０号
栃木県小山市大字間々田1477番地14、従前の住所茨城県桜川市真壁町上谷貝1140番地１
破産者　大和田光彦
1　決定年月日　平成27年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２６年（フ）第１６５号
千葉県銚子市犬吠埼10222番地　市営住宅45号
破産者　髙石　久男
1　決定年月日　平成27年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第９６号
富山市本郷町90番地９
破産者　酒井　七美
1　決定年月日　平成27年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１０２号
富山市八尾町小長谷2488番地11
破産者　黒瀬　　優
1　決定年月日　平成27年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３６２号
福井県鯖江市西山町３番13号
破産者　五十嵐ゆかり
1　決定年月日　平成27年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２８０号
福井県鯖江市住吉町１丁目14番16号、旧住所福井市下江守町第54号２番地87
破産者　古木　桂治
1　決定年月日　平成27年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２８４号
福井県越前市朽飯町第17号１番地
破産者　上坂　　章
1　決定年月日　平成27年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２４号
愛媛県今治市伯方町有津甲885番地、前住所愛媛県今治市伯方町伊方甲1985番地２
破産者　光藤　卓也
1　決定年月日　平成27年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

平成２６年（フ）第４０号
愛媛県南宇和郡愛南町柏372番地
破産者　赤樫　峰夫
1　決定年月日　平成27年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２５年（フ）第３１５号
高知県南国市里改田951―６、開始決定時の住所高知県香南市野市町大谷467番地11
破産者　嶋崎　誠史
1　決定年月日　平成27年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３４６号
鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘５丁目31番地６　ヴィラⅢ102号
破産者　江藤　敏博
1　決定年月日　平成27年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

免責許可決定

平成２６年（フ）第５１８号
埼玉県富士見市針ケ谷２丁目32番地10　グレースハイム102
破産者　加納　園惠
1　決定年月日　平成27年２月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１７１号
千葉県香取郡多古町飯笹1093番地327
破産者　佐藤里恵子（旧姓齊藤）
1　決定年月日　平成27年２月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第４０３号
兵庫県尼崎市東園田町３丁目41番地の１ＴＭハイツ602号
破産者　小窪　龍一
1　決定年月日　平成27年２月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第４０４号
兵庫県尼崎市東園田町３丁目41番地の１ＴＭハイツ602号
破産者　小窪千賀子
1　決定年月日　平成27年２月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係